



今回は、2024年問題の一つである自動車運転手の改善基準告示の改訂についてお話させて頂きます。また、人事コンサルからは人事評価に起因する離職についてのお話となります。

人事評価に起因する離職プロセスについて

ML 人事評価

「人材定着」を課題に抱える企業は少なくないかと思います。社員が離職する理由には様々なものがありますが、その中には「評価に関する不満」も含まれています。実際、評価や給与決定に対する不満は上位に挙がりがちで、そうした不満を解消できないと、以下のプロセスを経て最終的に社員離職に繋がる可能性があります。

①モチベーション低下	<ul style="list-style-type: none">評価に関する不満が解消できないと、次第にそうした不満を口に出さなくなる「言ってもどうせ何も変わらない」「評価もされないし無駄」という思考に
②生産性低下	<ul style="list-style-type: none">モチベーション低下による社員パフォーマンス低下「必要最小限の努力しかしたくない」という思考に上記のような負の感情は組織全体に伝染しうる結果的に職場の雰囲気悪化、チームワーク悪化、組織の生産性低下リスク
③社員離職	<ul style="list-style-type: none">特に優秀な社員から離職する傾向（優秀な社員は転職しやすい）

大切な社員が離職した場合、以下のようなリスクに繋がる可能性があります。

- 事業の抑制（スケール困難）
- 職場の士気低下
- 社内ノウハウの流出や戦力ダウン
- 人員補充のための採用コスト増加
- 人材育成が困難になる（人を育てても、育った頃に離職する）

特に中小ベンチャー企業においては、5年以内の離職が起こりがちです。一般的に中小ベンチャー企業では、裁量含めたやりがいが報酬と言えます。しかし、評価や給与決定のルールが整備されておらず、頑張っても頑張っても報酬に跳ね返って来ないという状態が数年続ければ、やはり社員のモチベーション低下は避けられません。もちろん、人事評価制度を構築するだけで、人材定着の課題が完全に解決するわけではありません。制度導入後の運用面も重要ですし、企業様の状況によっては人事評価以外の要因が、社員離職に繋がっている可能性も考えられます。しかし、従業員規模に関係なく、人材定着において人事評価制度が整備されていることは、もはや必要条件です。まだ人事評価制度が整備されていない企業様がいらっしゃいましたら、ぜひ企業の重要なインフラの一つとして、導入を検討してみてはいかがでしょうか。

トラック運転手の改善基準告示が改正されます 社労士法人ミナジン

改善基準告示とは、簡単にいうと交通事故防止とドライバーの労働条件改善、主にこの2点を目的として定められた規制で、正確には「労働省告示第7号 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」といいます。令和6年4月から改正施行されます。

令和の改善基準告示改正により変更される項目は次のとおりです。

- ・拘束時間（1日・1ヶ月・1年）・運転時間・連続運転時間
- ・休息期間・分割休息・拘束時間と休息の特例

以下、主な内容の抜粋です。

■1日の拘束時間

原則として1日の拘束時間は13時間以内、上限は15時間以内。14時間を超える日は週2回までとなるよう努める。

■1か月の拘束時間

原則として1ヶ月の拘束時間は284時間以内。例外として労使協定がある場合、1年のうち6ヶ月までは1年間についての拘束時間が3,400時間を超えない範囲内で月310時間まで延長可。

■休息期間

休息期間は、勤務終了後に11時間与えることを基本とし、最低でも継続9時間を下回らないものとする。

■連続運転時間

連続運転時間は4時間を超えないものとする。運転の中止は原則として休憩でなければならない。

※運転の中止はおおむね10分以上とし、10分未満の運転の中止が3回以上連続しないこととする。

■分割休息

業務上、勤務終了後に継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、拘束時間途中および拘束時間の経過直後に分割して休息を与えることができる。この場合、1回継続3時間以上、合計10時間以上の分割した休息期間でなければならず、一定期間とは1ヶ月程度を限度とする。

上記以外にも、多くの改正内容がありますので下記厚生労働省HPを御参照ください。

▼自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）[厚生労働省HP]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>